

感染症研究拠点の形成に関する検討委員会の開催について

平成 28 年 3 月 31 日
国際的に脅威となる
感染症対策推進チーム長
決 定
平成 29 年 10 月 16 日
一 部 改 正

- 1 国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について（平成 27 年 9 月 11 日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）第 5 項の規定に基づき、政府一体となって我が国における感染症研究機能の強化を推進する観点から、B S L 4 施設を中心とした感染症研究拠点の形成に関する支援に係る関係行政機関の検討及び調整の促進を図るため、感染症研究拠点の形成に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。
- 2 検討委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 検討委員会は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者をオブザーバーとして招請することができる。
- 4 検討委員会の庶務は、文部科学省、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房国際感染症対策調整室において処理する。
- 5 その他検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。

感染症研究拠点の形成に関する検討委員会

主　　査　内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長）
構　成　員　内閣官房内閣審議官（危機管理審議官）
　　　　　内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長）
　　　　　文部科学省大臣官房審議官（研究振興局担当）
　　　　　厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）
　　　　　国立感染症研究所副所長
　　　　　長崎大学学長特別補佐（感染症共同研究拠点・核兵器廃絶研究担当）
　　　　　長崎大学感染症共同研究拠点高度安全実験（B S L－4）施設設置準備室長
　　　　　長崎県副知事
　　　　　長崎市副市长